

# 資 料

## 進学指導重点校実施要綱

### 第1 趣旨

東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、都立高校改革推進計画・第二次実施計画に基づく特色ある学校づくりの一環として進学対策を充実させるため、組織的で計画的な進学指導の在り方の研究開発に熱意を有する都立高等学校の中から、「進学指導重点校」（以下「重点校」という。）を指定する。

重点校は、生徒の進学希望を踏まえた指導内容及び指導方法の工夫改善を図り、生徒の進路希望を実現できるよう、組織的で計画的な進学指導を推進するとともに、各学校の実態に即した研究テーマを設定し実践的な研究開発を行い、その成果を進学指導研究協議会等に提供するものとする。

### 第2 実践研究課題

1 次に掲げる事項について、進学指導の内容及び方法の工夫改善のための研究とその実践を行う。

- (1) 教育課程について
- (2) 少人数授業及び習熟度別授業について
- (3) 講習及び補習について
- (4) 進学個別面談について
- (5) 教員の指導力向上について
- (6) 生徒や保護者等へのPRについて
- (7) その他の進学指導について

2 研究成果のとりまとめとその提供を行う。

### 第3 指定期間

原則として指定期間は6年とする。ただし、実施状況により指定期間を変更することがある。

### 第4 重点校の運営

重点校の運営に当たっては、次の点に留意するものとする。

- 1 重点校は、組織的かつ継続的に実践研究課題に取り組み得るよう、研究推進のための校内体制の整備・維持に努めること。
- 2 重点校は、進学指導研究協議会に参加するとともに、研究資料等を提供すること。
- 3 重点校は、研究開発を進めるに当たって、指導主事の指導訪問など、教育委員会の指導助言を受けること。
- 4 重点校は、指定した年度及びその翌年度末に中間実施報告書を、指定期間が終了する年度末に実施報告書を教育庁学務部学校経営指導担当課長及び指導部高等学校教育指導課長に提出すること。

### 第5 重点校の選定

教育委員会は、過去の進学実績、進学指導に対する学校の取組状況等を総合的に判断して重点校を選定するものとする。

### 第6 経費等

この研究開発に必要な経費等については別途措置する。

### 第7 その他

その他重点校の指定について必要な事項は別に定める。

### 附則

この要綱は平成13年9月26日から施行する。

### 附則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

## 進学指導特別推進校実施要綱

### 第1 趣旨

平成19年4月に取りまとめられた新しいタイプの高校における成果検証検討委員会の報告では、都立高校改革推進計画・新たな実施計画で策定した進学指導重点校に関連して、「生徒の進学希望に応え、学力向上に向けた進学指導を推進することが重要である。このため、進学指導研究協議会参加校の内から、進学指導重点校レベルの進学実績を目指せる学校を、新たに進学指導レベルアップ校（仮称）として数校選定し、難関大学等への進学実績の向上を目指すことが適当である。」と提言している。

こうしたことを踏まえ、東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、組織的で計画的な進学指導の在り方の研究開発に熱意を有する都立高等学校の中から、「進学指導特別推進校」（以下「特別推進校」という。）を指定する。

特別推進校は、生徒の進学希望を踏まえた指導内容及び指導方法の工夫改善を図り、生徒の進路希望を実現できるよう、組織的で計画的な進学指導を推進するとともに、各学校の実態に即した研究テーマを設定し実践的な研究開発を行い、その成果を進学指導研究協議会等に提供するものとする。

### 第2 実践研究課題

- 1 次に掲げる事項について、進学指導の内容及び方法の工夫改善のための研究とその実践を行う。
  - (1) 教育課程について
  - (2) 講習及び補習について
  - (3) 進学個別面談について
  - (4) 教員の指導力向上について
  - (5) 生徒や保護者等へのPRについて
  - (6) その他の進学指導について
- 2 研究成果のとりまとめとその提供を行う。

### 第3 指定期間

原則として指定期間は6年とする。ただし、実施状況により指定期間を変更することがある。

### 第4 特別推進校の運営

特別推進校の運営に当たっては、次の点に留意するものとする。

- 1 特別推進校は、組織的かつ継続的に進学指導の実践研究課題に取り組み得るよう、研究推進のための校内体制の整備・維持に努めること。
- 2 特別推進校は、進学指導研究協議会に参加するとともに、研究資料等を提供すること。
- 3 特別推進校は、進学指導の研究開発を進めるに当たって、指導主事の指導訪問など、教育委員会の指導助言を受けること。
- 4 特別推進校は、指定した年度及びその翌年度末に中間実施報告書を、指定期間が終了する年度末に実施報告書を教育庁学務部学校経営指導担当課長に提出すること。

### 第5 特別推進校の選定

教育委員会は、過去の進学実績、進学指導に対する学校の取組状況等を総合的に判断して特別推進校を選定するものとする。

### 第6 その他

その他特別推進校の指定について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成19年6月14日から施行する。

## 進学指導推進校指定要綱

### 第1 趣旨

東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、国公立大学及び難関私立大学等を目指す多くの生徒の進学希望をかなえるため、進路指導を中心とした様々な教育活動を組織的、計画的に展開する都立高等学校の中から、「進学指導推進校」を指定し、もって都立高校改革推進計画に基づく特色ある学校づくりの一環としての進学対策の充実を図る。

この要綱は、進学指導推進校の指定に関し、必要な事項を定める。

### 第2 進学指導推進校の学校像

進学指導推進校とは、高い将来の目標に向かって自ら進路選択ができ、意欲的に勉学に取り組む生徒の進学希望をかなえることのできる学校とする。

### 第3 指定

進学指導推進校は、生徒の進学希望を実現するため、優れた教育活動を実践するとともに、生徒の着実な学力の伸長を図り、その結果として進学指導特別推進校に次ぐ大学合格実績を上げる学校の中から、地域ニーズ・地域バランスや学校の取組状況等を総合的に勘案し、指定するものとする。

### 第4 進学指導推進校の取組内容

進学指導推進校は、進学実績向上を目指し、次の取組を行う。

- (1) 学習指導・進路指導の充実
- (2) 教員の指導力の向上
- (3) 進学実績向上に向けた組織的な校内体制の整備
- (4) 的確な入学者選抜の実施
- (5) 学校の課題を踏まえた進学対策推進のための改善計画策定

### 第5 手続

進学指導推進校の指定手続は、次のとおりとする。

- (1) 都立高等学校長は、進学指導推進校の指定を希望する場合は、教育委員会に対し、指定の申請をする。
- (2) 教育委員会は、次項に規定する選定基準に基づく審査を行う。
- (3) 教育委員会は、選定基準に基づく審査結果を踏まえるととも第4に定める各学校の取組の状況などを総合的に勘案して、進学指導推進校を決定し、指定結果を校長へ通知する。

### 第6 選定基準

進学校の全都的な配置バランス、地域ニーズ、大学合格実績、入学後卒業までの学力の伸長度合等とする。

### 第7 指定期間

指定期間は、原則として6年間とする。ただし、教育委員会は、進学指導推進校の進学指導の取組状況等により指定期間を変更することができる。

### 第8 支援策

教育委員会は、進学指導推進校の進学における目標の達成に資するため、学校の取組の充実にあたり、必要な支援策を講ずるものとする。

### 第9 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は平成22年5月21日から施行する。
- 2 第7の規定にかかわらず、平成22年度に指定する進学指導推進校の指定期間は、平成24年度末までとする。